

令和2年度会計に係る指摘事項の内訳（財務事務）

指 摘 事 項	件 数				関 係 部 局
		本 庁	公 所	企 業 会 計	
ア 内部統制	2	1	0	1	
①その他内部統制の不適当	2	1		1	県土整備部、教育庁
イ 予算経理一般	2	0	0	2	
①その他予算経理の不適当	2			2	県土整備部
ウ 収入事務	3	1	2	0	
①調定が遅れているもの	1		1		県土整備部
②調定金額を誤っているもの	1	1			総務部
③直接収納に係る収納金の取扱いが不適当なもの	1		1		健康福祉部
エ 支出事務	6	3	1	2	
①支払が遅れているもの	4	2	1	1	県土整備部、観光国際戦略局、警察本部
②その他支出事務の不適当	2	1		1	総務部、県土整備部
オ 契約事務	3	1	2	0	
①相手方選定の理由がないもの又は不明確なものの債務の履行確認が不十分なもの	1		1		観光国際戦略局
②入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適当なもの	1	1			観光国際戦略局
③その他契約事務の不適当	1		1		教育庁
カ 工事の執行	1	0	1	0	
①設計の内容が誤っているもの又は不適当なもの	1		1		健康福祉部
キ 補助金事務	2	2	0	0	
①完了確認が遅れているもの	1	1			県土整備部
②その他補助金事務の不適当	1	1			健康福祉部
ク 財産管理	40	16	20	4	
①財産の取得、処分等の報告が不適当なもの	1	1			警察本部
②財産台帳等を整理していないもの	1			1	県土整備部
③特別の理由もなく登記が遅れているもの	1		1		観光国際戦略局
④物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	1	1			総務部
⑤督促状の発付が不適当なもの	1	1			企画政策部
⑥収入未済に対する徴収努力が不足しているもの	32	10	19	3	総務部、企画政策部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局、警察本部
⑦その他財産管理の不適当	3	3			企画政策部、県土整備部
ケ 経営	1	0	0	1	
①純損失を生じたもの	1			1	県土整備部
合 計	60	24	26	10	